

別紙

諮問第1599号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「令和3年7月の都議会議員選挙に際し〇〇から提出された〇〇氏の公認関係書類及び選挙公報案文」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都選挙管理委員会が令和3年9月29日付けで行った本件一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求に対し、対象公文書として「所属党派証明書」（以下「本件対象公文書」という。）及び「東京都議会議員選挙公報掲載文原稿用紙」を特定し、本件対象公文書のうち、条例7条2号及び4号に該当する部分を非開示とする本件一部開示決定を行った。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和4年1月31日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和4年4月14日に実施機関から理由説明書を収受し、令和5年5月30日（第237回第一部会）から同年6月30日（第238回第一部会）まで、2回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のよう

判断する。

ア 本件一部開示決定について

実施機関の説明によると、本件対象公文書は、令和3年7月に執行された東京都議会議員選挙に際し、候補者の所属する政治団体が当該候補者に交付し、公職選挙法（昭和25年法律第100号）86条の4第4項に基づき当該候補者から実施機関に提出された文書であり、所属する政治団体の代表者名で作成され、通常は候補者の生活の本拠たる住所が記載されているとのことである。

実施機関は、本件開示請求に対し、対象公文書として本件対象公文書及び「東京都議会議員選挙公報掲載文原稿用紙」を特定し、本件対象公文書に記載された情報のうち、候補者の立候補の届出があった旨の告示に関する事務取扱要領（令和3年3月31日付2選選第590号。以下「取扱要領」という。）で定める告示事項である町字までを除いた候補者の住所（以下「本件非開示情報」という。）については条例7条2号に該当し、所属する政治団体の代表者の印影については同条4号に該当するとして非開示とする本件一部開示決定を行った。

これに対し、審査請求人は審査請求書において、本件非開示情報の開示を求める旨主張しているので、審査会は、本件非開示情報の非開示妥当性について検討する。

イ 本件非開示情報の非開示妥当性について

審査請求人は、東京都議会局管理部広報課編集・発行の令和2年（2020年）「都議会のはなし」において議員の住所等が掲載されており、「都議会のはなし」は都議会PRコーナーや都議会図書館で無料で入手できる情報であるので本件非開示情報を全部公にするべきであると主張する。

これに対し、実施機関は、「都議会のはなし」に掲載される住所は公表を前提に議員が東京都議会に届け出た事務所などの住所であるが、本件対象公文書に記載される住所は、通常は候補者の生活の本拠たる住所であり、また、当該文書は公表されるものではないので、告示事項として公にされた情報と一致する部分以外は非開示としたと説明する。

審査会が検討するに、本件非開示情報は、東京都議会議員選挙の候補者の公表されていない住所のうち、取扱要領で定める告示事項として公にされることとされ、かつ

現に公にされた部分以外の部分であり、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであることから、条例7条2号本文に該当する。また、本件非開示情報は、審査請求人が主張する「都議会のはなし」に掲載された住所とも異なるものであることが認められることから、同号ただし書イに該当せず、その内容及び性質から、同号ただし書ロ及びハにも該当しない。

したがって、本件非開示情報は条例7条2号に該当し、非開示が妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、中村 晶子、松前 恵環